

令和 7 年 6 月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和 7 年 6 月18日～19日

場 所 第3委員会室

令和7年6月18日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算書
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書
- ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- ・令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

○その他報告事項

- ・宮崎西警察署(仮称)庁舎整備基本構想の概要について
- ・宮崎県企業局経営ビジョン改定(案)について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員長	荒 神 稔
副委員長	永 山 敏 郎
委員	坂 口 博 美
委員	中 野 一 則
委員	安 田 厚 生
委員	本 田 利 弘
委員	工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警務部参事官兼 首席監察官	奥 野 仁
生活安全部長	三 木 健 次
刑 事 部 長	迎 修 二
交 通 部 長	黒 瀬 信太郎
警 備 部 長	河 野 博 之
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会計課長	寺 田 健 一
警務部参事官兼 警 務 課 長	中 武 泰 博
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	小 野 哲 也
交通部参事官兼 交通企画課長兼 交通規制課長	佐 藤 勝 重
総 務 課 長	後 藤 泰 三
総 合 管 理 課 長	安 井 照 和
生 活 環 境 課 長	水 増 勝 二
運 転 免 許 課 長	岩 田 浩 幸

企業局

企 業 局 長	松 浦 直 康
副 局 長 (総 括)	大 野 正 幸
副 局 長 (技 術)	松 山 英 雄
技 監	小 野 一 彦
総 務 課 長	奥 野 真 一
経 営 企 画 室 長	栢 木 良 一
工 務 管 理 課 長	山 元 孝 訓
施 設 保 全 課 長	結 城 善 行
発 電 設 備 課 長	安 藤 忠

総合制御課長 西本修一

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

教育委員会

教 育 長	吉 村 達 也
副 教 育 長	柏 田 学
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	田 中 幸 一
教 育 政 策 課 長	須 波 勇一郎
参事兼財務福利課長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	安 部 博 己
高 校 教 育 課 長	長 友 美 紀
義 務 教 育 課 長	柚木山 尚 未
特別支援教育課長	山之口 義 弘
教 職 員 課 長	菊 池 武 司
生 涯 学 習 課 長	中 村 敏 彦
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 中 裕 久
文 化 財 課 長	田 中 礼 子
人権同和・生徒指導課長	川 越 政 紀
図 書 館 長	田 代 暢 明
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 長	井 上 大 輔

午前10時3分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜っております。まずは、そのことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

ここで、5月12日付の人事異動に伴い、新たに執行部のメンバーになった者を紹介いたします。交通部参事官兼交通企画課長兼交通規制課長の佐藤警視でございます。

本日、御審議いただきます報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についての2点であります。

その他の報告については、宮崎西警察署（仮称）庁舎整備基本構想の概要についてであります。

報告事項及びその他の報告については、警務部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○荒神委員長 次に、報告事項及びその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○奈良警務部長 損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料の3ページを御覧ください。

今回御報告させていただく損害賠償事案は、県有車両による交通事故4件、その他の物損事故3件の合計7件になります。

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。日程案についてお手元に配付のとおりでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

一覧表の上から順に説明します。

1 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年9月15日午後0時25分頃、宮崎北警察署の警察官が、駐車中の公用車に乗車するため助手席側ドアを開けた際、ドアが強風にあおられ、隣に無人駐車中の相手方車両の運転席側ドアに接触したものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不注意の過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として10万円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく、修理は行っておりません。

次に、2 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年9月22日午前0時5分頃、日向警察署の警察官が公用車を運転し、青信号の交差点を右折する際、進行方向にある横断歩道の安全確認をべつしたのみで右折進行したため、横断歩道を横断する歩行者の発見が遅れ、歩行者に衝突したものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故で、相手方は右手、右肘等の打撲擦過傷、右前胸部、右大腿部等の打撲傷で約14日間の加療を要するとの診断を受けており、治療費や慰謝料等の人身損害賠償として、21万5,210円を県が加入する自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害につきましては、相手方が携行していたスマートフォンやかばん等の買換え費とし

て28万7,679円を県が加入する任意保険から支出しております。

人身損害と物件損害の賠償総額は、50万2,889円になります。

公用車につきましては、車両修理費として2万1,000円を県費から支出しています。

次に、3 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年10月15日午前10時45分頃、えびの警察署の警察官が公用車を運転し、駐車場内の駐車枠に後退して駐車する際、安全不確認のまま後退したため、建物外壁に公用車を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、外壁修理費として5万8,300円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては、損傷はなく、修理は行っておりません。

次に、4 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年11月13日午後10時5分頃、宮崎北警察署の警察官が、公用車を運転し車道を走行中、車道左側の歩道を対向から直進してきた相手方自転車、歩行者を避けて、公用車が走行する車道に飛び出した際に、歩道の段差によりバランスを崩し、公用車の左側面と接触したものです。

事故の原因につきましては、相手側がハンドル操作不適による対向車道への進入、県側は動静不注視の過失があります。

この事故で、相手方は左小指打撲の診断を受けており、治療費等の人身損害賠償として、3万1,974円を県が加入する自賠責保険から支出しております。物件損害賠償はありません。

過失割合につきましては、任意保険における賠償がなく、保険会社は過失割合を算定しておりませんが、県側が加入する自賠責保険による賠償が発生していることから、県側が100%と判断しております。

公用車につきましては、損傷はなく修理は行っておりません。

次に、5件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年12月3日午後3時10分頃、人質立てこもり事件捜査訓練に従事していた警察官が、想定上の立てこもり現場であった1階図書室に、屋外から窓越しに訓練用の音響閃光弾を投げ入れる際に投入方向を誤り、窓に設置されていたカーテンの直下で閃光弾が炸裂したため、炸裂時の火炎によりカーテンの一部を焼損したものです。

事故の原因につきましては、当該職員が閃光弾の投入方向を誤った過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、代換えとなるカーテンの購入費として、2万3,000円を県費から支出しております。

次に、6件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、宮崎市清武町に設置し、交通部交通規制課が管理する道路標識が、根元のさびによる腐食等で倒壊し、同所に駐車中の相手方車両に接触し、同車両の助手席側後部ドア部を破損したものです。

本件は、令和6年12月27日午前7時頃に、相手方が被害を確認し、警察に届出があったものです。

事故の原因につきましては、県側の管理瑕疵によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として、9万739円を県が加入する任意保

険から支出しております。

最後に、7件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年1月23日午後6時頃、宮崎北警察署の警察官が、交通自損事故現場において、自走不能となった事故車両を交差点内から移動させるため、現場付近に所在する相手方の自動車販売会社からレッカージャッキを借用し、事故車両の左前輪にジャッキを装着させ、車体を持ち上げるために、ジャッキの金属製ペダルを踏み込む作業をしていたところ、力加減を誤って踏み込んだため、ジャッキのペダルを根元から折り、破損したものです。

事故の原因につきましては、当該職員が使用する力加減を誤った過失によるもので、過失割合は県側が100%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、代換えとなるレッカージャッキの購入費として、3万3,000円を県費から支出しております。

県警察本部では、引き続き、交通事故防止を含めた各種事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

続きまして、報告事項、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明いたします。

資料は4ページとなります。

繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして、予算の繰越しの御承認をいただき、令和7年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものです。

警察本部の繰越明許費は、資料一番下の(款)警察費、(項)警察管理費、事業名、「宮崎西警察署(仮称)整備事業」、翌年度繰越額1億7,334万8,000円です。

繰越しの理由としましては、庁舎建設に伴う用地購入について、関係機関との調整に日時を要したことから、年度内の購入が不可能となったことにより予算を繰り越したものです。

続きまして、その他報告事項、宮崎西警察署（仮称）庁舎整備基本構想の概要について御説明いたします。

基本構想の説明に入る前に、まず、基本構想を策定するまでの、これまでの経緯を端的に説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

令和5年12月6日の常任委員会におきまして、老朽化や狭隘化に加え、平成以降7回にわたって浸水被害に遭うなど、警察活動に支障を来している高岡警察署を、国富町役場が近接しているなど、住民の利便性がよい国富町運動公園の一角に移転建て替えすること。また、宮崎市一ツ葉の運転免許センター近くに拠点施設を有する交通機動隊と自動車警ら隊を新警察署に移転することなどを報告いたしました。

令和6年度に入り、配置計画案や平面計画案の策定など、所要の検討を重ねてまいりましたが、このほど基本構想が固まりましたことから、その概要を今回報告するものです。

それでは、基本構想の概要説明に入ります。

資料6ページを御覧ください。

まず、①の庁舎整備の基本的な考え方についてです。

（１）と（２）に記載のとおり、大きくは、警察庁舎として必要な機能の確保と、警察庁舎としての基本的性能の確保の2点です。

（１）の警察庁舎として必要な機能の確保につきましては、警察署の機能はもとより、本部執行隊である交通機動隊と自動車警ら隊などがそれぞれ持つべき機能を確保するとともに、大規模災害など有事の際に、電気や通信などのラ

イフラインが途絶えた場合における非常用発電機による電源の確保のほか、装備資機材を十分に保管できる倉庫を整備するなど、防災拠点としての必要な機能の確保を図ります。

また、今後起こり得る南海トラフ地震など大規模地震に備え、十分な耐震性能を有し、長期にわたり警察庁舎としての機能を十分に果たせる庁舎とします。

次に、（２）の警察庁舎としての基本的性能の確保につきましては、誰もが安全で快適に利用するため、防災、庁舎セキュリティなどの安全性の確保や、利便性やユニバーサルデザインなどの機能性の確保を図るとともに、高効率の照明設備や空調設備の導入等の検討により、省エネルギーや環境負荷の低減に配慮し、人や環境に優しい庁舎とします。

次に、②の整備事業費についてです。

整備事業費は、総額約65億8,000万円です。主な内訳は、工事費が約55億5,000万円、設計等委託費が約6億2,000万円、用地取得に要する経費が約2億9,000万円などとなっております。

次に7ページを御覧ください。

③庁舎の規模等についてです。

庁舎の規模につきましては、本庁舎は鉄筋コンクリート造の5階建て、延床面積は約5,700平方メートル、附属棟は鉄骨造の2階建て、延床面積は約2,300平方メートルを予定しています。

次の平面計画案につきましては、1階と2階は警察署を、3階と4階は留置施設や取調室を、5階は本部執行隊である交通機動隊や自動車警ら隊を配置する計画です。

また、附属棟1階には公用車の車庫と霊安室を、2階には道場や倉庫などを配置する計画です。

最後に、④の建設スケジュールについてです。
この基本構想に基づき、本年度から来年度に

かけて基本設計と実施設計を実施し、令和9～10年度にかけて建設工事に着手の上、令和11年3月の完成を目標として事業を進めてまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項及びその他報告事項について、質疑はありませんか。

○本田委員 資料7ページ、西警察署について幾つか、御確認させていただきたいと思っています。

建設スケジュールについては、報告がございましたけれども、移転を含めた細かな日程、プロセス、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○寺田会計課長 建設スケジュールは資料のとおりですが、その後のことでよろしいでしょうか。

○本田委員 令和11年に高岡署から移転をするということなので、それまでのプロセスというか、どういう移転のプロセスを踏まれて、西警察署に移られるのかをお聞きしたいと思います。

○寺田会計課長 まず、建設スケジュールは記載のとおり、今年度、来年度で基本設計、実施設計を行います。

令和9年、令和10年で庁舎の建設を行いまして、令和10年度末——令和11年3月に完成予定であります。

その後、高岡警察署から移転をしまして、供用開始という形になります。

○本田委員 まだ決まっていないのかもしれませんが、例えば、高岡警察署をどういう扱いにしていくのかについての検討スケジュールについて御説明いただきたいと思います。

○寺田会計課長 高岡警察署につきましては、まず、その用地が警察で利活用できるかということを検討いたします。そして、もしその見込

みがないというようなことであれば、県の他部局に対して利活用の照会を行うことになります。

それでも、他部局が取得の意思がないということであれば、宮崎市または国に対する同様の利活用照会を行うことになります。

それでも、取得する意思がないというような場合でありましたら、民間に売却するという形になります。

○本田委員 高岡町民にとって、非常に関心事でありますので、決まり次第しっかりと御報告いただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いいたします。

次に、高岡地区交通安全協会についてなんですけれども、去年の2月に一般質問させていただいたときに、高岡警察署高岡地区交通安全協会で、免許の更新をされる方々が令和5年に1,400名ほどいらっしゃいました。

その機能について、どういう考えを持って移転されるのか。それとも宮崎警察署などに吸収するのか、その辺の考えが決まっているのであれば教えてください。

○黒瀬交通部長 高岡地区安全協会の件につきましてですけれども、高岡警察署が移転後に免許更新業務を行うかどうかにつきましては、現時点、検討中の段階にございまして、住民の意見やニーズ等を十分踏まえつつ、適切に準備を進めてまいりたいと考えております。

○本田委員 一般質問したときに、宮崎市内を通過して、一ツ葉のほうに行くということが結構大変だという声も出ておりまして、前向きに、交通安全協会内での方針を検討いただくようお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○黒瀬交通部長 十分意見等を踏まえながら、検討させていただきたいと考えております。

○本田委員 先月の県内調査で、交通機動隊、

自動車警ら隊の白バイ隊の視察をさせていただきました。月一訓練をされているということで、その技術等を確認させていただきましたけれども、日頃のしっかりした訓練の成果だろうなと思っております。

現在、港が訓練場になっているわけですが、ここについては、西警察署の移転とともに警ら隊も移られるということでございますが、その訓練場については、今後どういう考え方を持って取り組まれるのか、教えていただきたいと思います。

○黒瀬交通部長 委員御指摘のとおり、現在交通機動隊につきましては、宮崎港で運転訓練を行っておりますが、隊舎の移転に伴いまして、訓練場所の移転も計画しているところでございます。

なお、訓練場所の移転先につきましては、新隊庁舎予定地の近隣を中心に協議検討を行っているところであり、今後も警察本部関係各課と用地選定などを計画的に進めてまいりたいと考えております。

○本田委員 できるだけ近い場所での設定がよいのかと思いますけれども、やはり住民の方々の声もいろいろとあると思いますので、段階を踏んでしっかりと取組をいただけるとありがたいなと思います。要望でございます。

○中野委員 資料3ページ、損害賠償額を定めたことについて説明を受けましたが、これは7件とも全て警察側が100%の過失があったということでしょうか。

○奥野首席監察官 今の御質問ですけれど、1～3番目の過失割合については100%県側の過失となります。4件目の、自転車が対向からはみ出してきたという件に関しましては、事故自体の過失割合については100%県の責任ではありませんけれども、自転車側がけががあるという

ことで、自賠責で100%支払っています。事故の過失割合は100%ではありませんけれども、自賠責の支払いは100%で支払っているということです。

あと3件の物件事故につきましては、県の過失が100%ということになります。

○中野委員 4番目は自賠責から出たから損害額を100%支払ったという意味ですね。

○奥野首席監察官 はい、そういうことです。

○中野委員 自賠責が無過失責任の制度だから、それは当然のことですね。あまりにも過失割合が県警察本部側に100%が多い——普通は過失割合で5分5分とかありますよね。県警察本部職員の事故が、責任100%の事故ばかりと、不思議に思ったものですから、聞いてみました。

これは賠償額を定めたものだけだから、報告を受けていますけれども、過失割合が100%ではないものも普通はありそうだなと思ったところでは。

○奥野首席監察官 委員のおっしゃるとおり、今回は過失割合が100%のもので、相手方に損害が生じたということで報告させていただいていますが、過失割合が100%でないものの中には当然含まれているところであります。

○安田委員 7番の、車の事故後のジャッキアップをしているとき、ペダルの力加減でペダルが折れたという説明を聞いたんですけれども、そのジャッキは相手側の車の会社のジャッキだったんですよね。

○奥野首席監察官 その車ではなくて、近くの会社のものをお借りしたということであります。

○安田委員 自動車会社からわざわざお借りしてきて、それでジャッキアップしたら力加減でペダルが折れたという——借りてきたからしょうがないのですけれども——ペダルが弱かったのか、本人の力が強かったのかよく分からな

いですが、これで損害賠償とか言われると、腑に落ちないなというところがありました。

それと6番ですが、何が倒れてきたのですか。

○黒瀬交通部長 倒れてきたのは道路標識でございます。一時停止の道路標識が倒れ、傷がついたという状況でございます。

○安田委員 一時停止の標識がさびれて、根元から折れたという感じだと思うのですが、そういう危険な標識は県内にはほかにあるのでしょうか。

そしてまた、安全性を定期的に確認しているかどうかについて、お尋ねします。

○黒瀬交通部長 まず1点目でございます。危険な標識につきまして、今回の事案を受けて、緊急に一斉点検を行いまして、県内の全ての標識の倒壊の危険性等を含めて点検した結果、今すぐ倒れるという危険性のある標識については、確認ができませんでした。

2つ目の御質問でございます。点検方法についてですが、毎年4月、5月を交通標識、交通表示等の点検月間ということで、警察官がいわゆる目視であったり、あるいは触ってみたりして、重点的に2か月間で標識の安全点検を実施しております。

今回事案になりました標識につきましては、4月、5月の点検時にその危険性について把握できておらず、残念ながら12月にこのような結果になったということでございます。

○荒神委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○松浦企業局長 まず初めに、お礼を申し上げます。

先般、常任委員会の県内調査におきましては、企業局関係では日南市の酒谷発電所、それから日之影町の大日止昂小水力発電所を調査いただきました。誠にありがとうございます。

電気事業をめぐりましては、電力の取引制度が大きく変わってくるなど様々な変化が出てきております。企業局といたしましては、そういった変化にしっかりと対応して経営の安定を目指してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日説明いたします事項等の概略についてでございます。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

今回、議案はございません。ローマ数字のⅠ、報告事項が3件ございます。令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書、それから同じく電気事業の継続費繰越計算書、それから工業用水道事業の継続費繰越計算書の3件でございます。これらは令和6年度から令和7年度に繰り越した内容について御報告するものでございます。

ローマ数字のⅡ、その他報告事項であります。

企業局経営ビジョンの改定（案）でございます。現在のビジョンが策定から5年を経過しておりますので、状況の変化等を踏まえまして、見直しを行ったものでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長、室

長から後ほど御説明をさせていただきます。

○荒神委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○奥野総務課長 本議会に提出しております報告事項について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

今、御説明がありましたとおり、企業局の報告事項は3件でございますが、いずれも令和6年度宮崎県公営企業会計に係る予算の繰越しに関するものでございまして、地方公営企業法第26条及び地方公営企業法施行令第18条の2の規定に基づき御報告するものであります。

資料3ページを御覧ください。

報告事項の1件目であります、令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書について御説明いたします。

こちらは、資本的支出の建設改良費の繰越額について記載しております。

御覧の1つの事業で繰越しを行いまして、表の中ほどの翌年度繰越額の計の欄にありますとおり、5億9,682万6,000円の繰越しを行ったところであります。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載のとおり、事業の主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことによるものであります。

次に4ページを御覧ください。

こちらには、事業費の営業費用の事故繰越額について記載しております。

御覧の1つの事業で繰越しを行い、表の中ほどの翌年度繰越額の計の欄にありますとおり、1億2,429万4,500円の繰越しを行ったところあります。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載のとおり、工事箇所へのアクセス道路の復旧に時間を要し、工期が不足するこ

とによるものであります。

次に5ページを御覧ください。

報告事項の2件目であります。令和6年度宮崎県公営企業会計の電気事業に係る継続費繰越計算書について御説明します。

継続費につきましては、各事業年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合には、その額を継続年度が終了するまで逐次に繰り越して使用することができることとされております。

こちらには、電気事業の事業費の営業費用に係る逐次繰越しについて記載しております。

営業費用では、御覧の2つの事業において、表の中ほどの翌年度逐次繰越額の欄の計にありますとおり、5億6,560万5,539円を翌年度に逐次繰越ししました。

次に6ページを御覧ください。

こちらには、電気事業の資本的支出の建設改良費に係る逐次繰越額について記載しております。

御覧の5つの事業を繰り越しまして、表の中ほどの翌年度逐次繰越額の欄の計にありますとおり、51億6,717万3,515円を翌年度に繰り越しました。

次に7ページを御覧ください。

報告事項の3件目であります、令和6年度宮崎県公営企業会計の工業用水道事業に係る継続費繰越計算書について御説明します。

こちらには、工業用水道事業の事業費の営業費用に係る逐次繰越しについて記載しております。

営業費用では、御覧の1つの事業において、表の中ほどの翌年度逐次繰越額の欄の計にありますとおり、999万3,680円を翌年度に逐次繰越いたしました。

次に8ページを御覧ください。

工業用水道事業の資本的支出の建設改良費に係る逡次繰越しについて記載しております。

建設改良費では、御覧の1つの事業において、表の中ほどの翌年度逡次繰越額の欄の計にありますとおり、1億4,228万6,320円を翌年度に逡次繰越ししました。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 資料4ページでお聞きしますが、ほとんどが繰り越されておりますよね。繰り越されたものは令和7年度で全部事業を消化しないと、その後はこの企業局の予算も繰り越されないわけですか。

○奥野総務課長 今回の4ページの分につきましては事故繰越しをしております。一般的に公営企業が行う建設改良関係の工事につきましては、繰越しができるような仕組みになっており、翌年度への繰越しというのは可能かと考えます。ただ、今回の4ページのものについては事故繰越しということになりますので、事故が終了次第、事業は進捗できるものと考えております。

○中野委員 回りくどく説明されると、耳も悪いので良く聞きとれないです。翌年度で全部消化しないといけないかという質問について、イエスカノーで答えてください。

○奥野総務課長 基本的には翌年度――繰り越した年度で消化するものとなります。

○中野委員 繰り越した理由がアクセス道路の復旧に日時を要したということですが、このアクセス道路はもう出来上がっているんですか。

○奥野総務課長 まだ復旧はできていない状況であります。

○中野委員 工事が進まないということですか。

○奥野総務課長 現時点では工事は進んでおりません。工事を担当しています県土整備部とも

連携して進めておりますので、復旧次第進めるという方向で現時点では考えているところです。

○中野委員 本年度中には、この事業は間違いなく進むということで理解すればいいんですか。

○結城施設保全課長 塗装に関する工事ですけれども、今年度8月までには、綾町から綾第一発電所までの道は復旧見込みということで、年度内には工事は終了する見込みということで考えております。

○荒神委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○栢木経営企画室長 それでは、宮崎県企業局経営ビジョン改定(案)について御報告いたします。

資料の9ページを御覧ください。

1の改定の理由であります。現在、企業局では、令和2年3月に策定しました宮崎県企業局経営ビジョンにおいて、10年間の計画期間を定め、中長期的な視点に立った経営を行い、効率化、経営健全化に取り組んでいるところですが、令和7年3月で策定から5年が経過しますことから今般経営ビジョンの改定を行うものでございます。

2の改定の概要等であります。経営ビジョンの改定は、総務省が策定するガイドラインに基づくものでありまして、実行性のある経営戦略とすることを目的としております。

改定に当たりましては、(1)の経営ビジョンの前期、令和2～6年度の事後検証、(2)の事後検証結果を踏まえた後期、令和7～11年度の投資・財政計画の見通しが重要なポイントとなっております。

それでは、3の事後検証と投資・財政計画の見通しを御覧ください。

初めに、電気事業の収益的収支となります。

グラフの見方でございますけれども、横軸が年度、縦軸が金額となっております、折れ線の赤が事業収益、緑が事業費、青が純損益となっております。

左のグラフは令和2年3月の策定当初の見通しとなっております、右のグラフが事後検証結果を踏まえた投資・財政計画を見通した改定案となっております。

令和2年度に想定しておりました工事費等に変動がありましたことから、グラフが大きく変わっております。

右のグラフで御説明いたします。

前期では、「綾第二発電所大規模改良事業」による発電停止の減収や費用の増加等によりまして、令和4年度以降は赤字を計上しているものの、令和10年度以降は、綾第二発電所がFIT固定価格買取制度による運転を開始しますことから、黒字に転換する見通しでございます。

10ページを御覧ください。

次に、上段は、工業用水道事業の収益的収支となります。

同じく右の改定案のグラフですが、前期は、令和4年の台風災害や昨今の物価高を除き黒字を計上しておりまして、低廉な料金で安定的に給水をしているところでございます。

後期につきましては、将来の老朽化施設の更新や昨今の物価高などによりまして収支のバランスが悪化することから、事業の運営手法や料金設定の在り方について検討を行う必要があると考えているところでございます。

続いて、下段は、地域振興事業の収益的収支となります。

右の改定案のグラフを御覧ください。

前期では、コロナ禍で令和3年度に利用者が一時的に増加したものの、令和4年度以降、度

重なる冠水や記録的な猛暑、それに加えて、ゴルフ人口自体の減少もありまして、利用者が減少し赤字を計上しているところであります。

後期も指定管理者と連携して利用者確保に向けた取組を行いながら運営を行ってまいります。

また、経営状況を見ながら今後の事業の在り方について検討を行ってまいります。

次に、11ページを御覧ください。

4の経営の課題と基本方針であります、先ほどの事後検証と投資・財政計画の見通しで御説明した課題に対する経営の基本方針を右に示しております。

電気事業につきましては、老朽化した発電所の計画的な更新による電力の安定供給と、安定した収益の確保を通じて持続可能な社会構築や経済の振興、県民の福祉増進に貢献していきます。

工業用水道事業につきましては、工業用水を安定的に供給し、施設の健全性を保ちながら、県北地域の産業振興を支援するとともに、民間活力の導入によるコストダウンの検討と併せ、料金改定の検討を行ってまいります。

地域振興事業につきましては、県民誰もが快適にプレーしやすい環境を提供し、健康づくり・生きがいづくりなどに貢献していくとともに、経営状況を見ながら今後の事業の在り方についても検討を行ってまいります。

なお、経営ビジョン改定案とその概要版をデータでお配りしておりますので、詳細はそちらを御覧ください。

最後になりますが、5の改定までのスケジュールを御説明いたします。

作業工程の中ほどにありますとおり、本年3月の常任委員会において、経営ビジョン改定の素案を報告した後、3月21日から4月21日にかけてパブリックコメントを実施いたし

ましたが、御意見はなかったところです。

この後、7月1日に経営ビジョンの改定を予定しております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○工藤委員 資料9ページの電気事業について、令和7～8年に事業費が、がくっと下がって純損益が上がってくる。これは、何が原因となるのかについてもう一度説明いただいてよろしいでしょうか。

○栢木経営企画室長 先ほど御説明いたしております綾第二発電所の改良工事、これにおきまして、事業費となります発電所の機器の撤去に係る費用につきまして、令和7年度がピークで増え、その後は費用等は減っていくため、事業費は減少するというようになっております。

○工藤委員 令和10年度から運用開始するので利益が上がっているということでしょうか。

○栢木経営企画室長 令和9年度で工事が終了しますので、令和10年度から綾第二発電所の工事の費用が発生しなくなるのと、収入が見込まれるということで令和10年度から黒字化となっていくということでございます。

○工藤委員 同じく資料10ページ、令和6年度から事業費が増えておまして、令和9年度に落ち着いてきます。これは改良工事が予定されているということだと思いますけれども、そういう見解でよろしいでしょうか。

○栢木経営企画室長 工業用水道事業につきましては、令和6～7年度で設備の維持更新計画の在り方検討業務という委託業務を出していることと、令和7年度にも同様の検討業務を出していることと、令和8年度につきましては、送水管、管路の一部、塗装の工事を計画しているということで増えているということでございます。

す。

○工藤委員 今の説明でいくと、検討業務ということで検討結果次第ではさらに増えるという見解でよろしいでしょうか。

○栢木経営企画室長 工業用水道事業の設備につきましては、昭和39年に設置したものがまだ使われているというところで、その設備を全面的に更新するか、部分的に更新するか、それとも現状の施設を利用しながら費用を抑えながら更新していくか——維持していくかというようなことを現在検討しておりまして、今後についてはその結果を反映した形で変動していくものと考えております。

○工藤委員 最後に地域振興事業なんですけれども、令和6～7年で収益が急激に上がっているんですが、これは何か画期的なことを期待してよろしいのでしょうか。

○栢木経営企画室長 令和6年度につきましては、クラブハウスの改修等に費用を要したことから事業費が大きくなったところです。改修は終わりましたので、その費用については今後必要ないと考えておりますけれども、先ほど御説明しましたとおり、猛暑でありますとか、台風の冠水被害、それとゴルフ人口そのものの減少ということで、収益につきましても非常に厳しいもので、このとおりにいくかどうかについて、今、指定管理者と協力しながら利用者を増やす努力をしているところでございます。

○工藤委員 今の説明でいくと令和6年度は改修工事があったので事業費がかかってということだと思うんですが、令和5年度よりもまた増えているというところがあるので、大体令和5年度ぐらいの純損益になる計画で出すのがよろしい——赤字で出すのも何だということだと思うんですが、しっかりやっていただければと思います。

○荒神委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時3分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○吉村教育長 説明に入ります前に、去る5月16日に、令和6年度に行いました、子供たちへのおいせつ事案による教職員の懲戒免職処分について公表をいたしました。

また、5月28日には、県立高校の生徒が同じ学校の生徒を刺傷する事案が発生しております。

被害に遭った子供たちやその保護者の方々に対しまして、また県民の皆様の教育への信頼を大きく損なうことになりましたことを、改めましておわび申し上げます。

まず、教職員の不祥事への対応といたしまして、改めて緊急校長会を開催し、全職員への指導の徹底、また若手職員への個別指導を依頼しており、その取組結果の報告も求めているところであります。

刺傷事案への対応としまして、発生後直ちに、生徒や教職員への心のケアのためにスクールカウンセラーを派遣するとともに、各学校へのちを大切にする教育を一層進めるよう通知しております。

今後も、学校が子供たちにとって安心して通える場所であるよう、県教育委員会及び各学校が一体となって取り組んでまいります。

次に、お礼を申し上げます。

去る5月17日に行いました宮崎県ライフル射撃競技場の完成お披露目会におきまして、県議会から日高副議長をはじめ、文教警察企業常任委員会の荒神委員長、総務政策常任委員会の佐藤委員長に御臨席いただきました。完成に至るまで、県議会の皆様方には多大な御支援と御協力を賜りました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を説明いたします。

常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は、予算議案が議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」の1件であります。

次に、報告事項として、損害賠償額を定めたことについてなど、記載の4件について御報告いたします。

次のページ、3ページをお願いします。

教育委員会の一般会計補正予算についてであります。

表に太線で囲んである一般会計の合計欄の補正額に記載のとおり、583万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては、引き続き、関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒神委員長 次に、議案の内容について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いします。

○長友高校教育課長 資料の4ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますように、高校教育課からは50万円の増額をお願い

しております。

この結果、補正後の額は、表の右から3列目の欄のとおり、40億6,503万円となります。

資料の5ページを御覧ください。

今回増額をお願いする事業は、(事項)産業教育振興費のうち、全額国庫補助で実施しております「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」です。

増額分50万円は、国の交付決定によるものです。内訳は、資料の中ほど少し上になりますが、事業の概要のうち、(1)事業内容の②グローバルな視点の学び、ア、海外の農業・流通・食文化に関する学習について、宮崎農業高校の生徒海外派遣に係る引率教員の旅費となっております。

○川越人権同和・生徒指導課長 資料の6ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、人権同和・生徒指導課からは533万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、表の右から3列目の欄のとおり3億5,567万3,000円となります。

7ページを御覧ください。

内容といたしまして、(事項)生徒健全育成費、説明及び事業名欄にあります新規事業「いじめ問題対策強化事業」の国庫委託決定に伴う増額補正をお願いするものであります。

それでは、事業について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

事業の予算額は533万6,000円で全額国庫となります。

事業の目的は、多様化する県立学校におけるいじめ問題に対応するため、県教育委員会にいじめ対策マイスターを配置し、個別事案への早期対応・組織的対応、加害生徒への指導・支援、再発防止の取組等を支援するものであります。

事業の概要の(1)事業内容につきましては、警察・校長OB等、知見を有したいじめ対策の専門家として、県教育委員会に2名のいじめ対策マイスターを配置するものです。

いじめ対策マイスターの役割といたしましては、学校からのいじめ問題の相談に対する指導助言をはじめとして、加害生徒に対する指導・支援に対する助言や関係機関との連携支援、いじめ問題に対する研修会の実施、いじめの再発防止に関する取組の指導助言、県のいじめ対策に係るガイドラインやマニュアル等の改訂といった役割を想定しております。

(3)成果指標といたしましては、令和7年度の県立学校はいじめ解消率を100%とすること、また、全県立学校に対して、いじめ対策マイスターがいじめの未然防止の取組等について援助・相談を行うことを目指してまいります。

なお、事業の期間は、令和7年度の1年間になります。

いじめ対策マイスターを県教育委員会に配置することで、県内の県立学校と連携を図りながら、認知したいじめ問題などへの適切な対応に加え、未然防止の取組の充実を図ることができる体制を整備してまいりたいと考えております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○中野委員 「いじめ問題対策強化事業」のいじめ対策マイスターですが、警察か校長OBなどとありますよね。現実的に何名を配置する予定なのですか。

○川越人権同和・生徒指導課長 現時点で2名の配置と考えております。

○中野委員 人選は終わられているんですか。

○川越人権同和・生徒指導課長 今回の議会で承認されましたら、公募させていただきまして、

人選を進めてまいりたいと考えております。

○中野委員 教育委員会はかなり的人数ですが、その中に校長OBなど——わざわざ校長と書いてありますから、「など」はどういう人たちですか。

○川越人権同和・生徒指導課長 今回は警察と校長のOBを想定しておりますが、「など」ということに関しますと、これは国の事業でお願いしているところなんですけれども、国の想定としては、大学の教授とか保護司の方、あとはNPO法人の方などを想定しております。

○本田委員 「いじめ問題対策強化事業」のところなんですけれども、成果指標のいじめの解消率を調べてみますと、いじめの認知件数で解消されたいじめの件数を割ったものというふうに出ておりますが、認知件数の認知とはどういう状態なのかというのを聞きしたいなと思います。

○川越人権同和・生徒指導課長 いじめにつきましてはいじめの定義がございまして、この定義について簡単に説明させていただきますと、児童生徒に対して一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されております。これに照らし合わせて本県では認知から解消までのガイドラインを作っておりまして、こちらを参考にしながら学校の方で認知を進めているところでございます。

○本田委員 これは何らかの形で報告を教育委員会にされる——そのカウントした数字が認知件数という認識でよろしいでしょうか。

○川越人権同和・生徒指導課長 毎年国が調査を行っておりまして、各学校から報告を受けているところでございます。

○本田委員 いじめに関してどのような行為が

いじめに該当するのかとか、いじめを自分のこととして捉えられるのかというのはすごく大きなことかと思うんですけども、国の事業を見てもみると、「いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業」なるものもありますが、これはあくまでも高校生なので、こういった国がやっている事業を小学校とか中学校とかではやられているのでしょうか。要するに、どのような行為がいじめに該当するか、いじめの定義とかそういうものを生徒に理解をさせるとか、そういう事業を何かやられているのかという質問です。

○川越人権同和・生徒指導課長 今回の「いじめ問題対策強化事業」につきましては、このマイスターを配置して、県立学校を対象として様々な未然防止等も含めて行っていきますけれども、もちろん小学校、中学校に対してもこういった問題は起こっております。現時点では、今年度、未然防止のサミットを行う予定にしております。このサミットと申しますのが未然防止に取り組んでいる学校から様々な取組等を報告し合いながら——これは全国大会も実はございまして、そちらのほうにも派遣させていただいています。これを今年度は拡大しまして各教育事務所に、さらに県立高校も併せてサミットを行うような形を通して、いじめの正しい理解、そしてこの未然防止につなげていきたいと考えているところでございます。

○工藤委員 「いじめ問題対策強化事業」なんですけれども、いじめの解消率、認知件数について、解消は誰が判断をされるのか——いじめに遭った方が解消したというふうに捉えるのかについて教えていただけますか。

○川越人権同和・生徒指導課長 このいじめ問題の解消につきましては2つ視点がございまして、1つは、この状態が続いていないということでございます。つまり行為が続いていない

と——これは3か月をめどとしております。

もう1つは、その当該被害に遭っている児童生徒がもう苦痛を感じていない、つまり学校でしっかりと活動が行われていると、この2点をもって学校のほうで解消されたと判断させていただいているというところになります。

○工藤委員 2点目については被害に遭った方が苦痛を感じていないという聞き取りを行って、もう解決しましたよと判断しているということによろしいですか。

○川越人権同和・生徒指導課長 今御指摘がありましたように、しっかりとヒアリングをしながら、御本人もしくは保護者とそのことの確認をしていただいているということになります。

○安田委員 まず、「いじめ問題対策強化事業」について、いじめ対策マイスターを2名置くということで大変いい事業とは思いますが、やはりいじめられている生徒からすれば、なかなか相談に行くということができない生徒がいるんじゃないかと思うんです。事業内容を見ますと、助言をしたりとか、加害者に対するマニュアル作成とかいろいろありますけれども、相談に行けない生徒、この子たちをどうやって救うかというのが問題になってくると思うんです。そこは学校の先生たちと協力しながらじゃないと、暴力を受けているというような感じで先生たちとの連携も必要になってくると思うんですけれども、そういうところはどのような考えでありますか。

○川越人権同和・生徒指導課長 まさに今委員のほうからあったように、学校との連携というのは欠かせないと思っております。また、いじめにつきましてもなかなか声に出すのが難しいと私たちも思っております。この件につきましては、過去のデータを見ますと、学校の先生がアンケート等でその認知を把握することが非常

に多いと出ておりますので、これはアンケートをしっかりと取っていくということ。そしてその際にしっかりと先生たちが学校の中で連携して、場合によってはこういったマイスターも使って解消に向かわせるというようなことを想定しております。

○安田委員 宮崎県のいじめに関する件数を見ますと、全国よりはるかに高いということが分かっています。それは現場の学校の先生、教員たちがしっかりとこの生徒たちをきめ細かに見ているからだろうとは思っているんですけども、このマイスターがただ2名で、全部の県立学校を回るというのもなかなか難しいんじゃないかと思って、もう少し数を増やして相談窓口を深く広げないと、実際のところ、いじめというのはなかなか発覚しないと思うし、相談に行きにくい生徒たちも多いんじゃないかと思ったところでありました。県立学校だけでなく小中学校もいじめが大変多いという感じを受けておりますので、しっかりとそこあたりも学校の連携、小中学校の先生たちの連携もしっかりと図っていただきたいと思っております。これは要望です。

○川越人権同和・生徒指導課長 今の件につきましても私たちは課題と思っておりますので、今年度のこの事業を通して得られた成果、そして課題を各学校、あとは市町村教育委員会ともしっかりと連携しながら次年度に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤委員 アンケートを取る段階でしか相談できないのではなく、せっかくICTがあり、タブレットもありますので、いじめに遭ったら先生に対面じゃなくてもすぐ相談できるような体制はできるのではないかと思います。今回、教育長が最初に言われた生徒同士の加害事件で、

刑法を勉強すると、犯罪を行う前にほかの方法を取り得ない状況だったから犯罪を行ってしまった——期待可能性がある・ないを判断するんですけれども——どういう状況だったかは分かりませんが、ほかに加害に至るまでの救済手段がその生徒になかったのではないかというところが本当に申し訳ないなと思うところです。加害をしてしまうまでにいろんな相談先があればよかったのではないかと思います。相談できやすい体制というのが非常に重要になってくると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○川越人権同和・生徒指導課長 まさに委員がおっしゃるとおりだと思っております。学校外においては様々な窓口をつくりまして、また周知をしているところでございますし、学校内においても今御指摘にあったように、アンケートの機会だけではなくて、ICTも整備されたので、そういった機会を使って随時そういった相談事ができるような体制も今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○荒神委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○畑中財務福利課長 資料の9ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件、御報告いたします。

本件は、県立学校の県有車両による交通事故の事案であります。

事故の概要ですが、令和7年1月20日に小林秀峰高校の北駐車場内におきまして、職員が公用車を駐車したところ、向かい側に駐車していた車が発進するところであったため、通路を確

保させようと公用車を後進した際、後ろに駐車していた相手方車両の後方部に接触したものであります。

事故の原因は、職員が十分に後方の安全確認をしなかったことによるものであり、過失割合は、県が100%であります。

損害賠償額につきましては、4万3,419円で、全額、県が加入する保険から支払われており、令和7年4月25日付で相手方との和解契約を締結しております。

今回の事故を受けまして、当該所属には、交通法令の遵守、交通安全の徹底について、改めて指導したところであります。

○安部育英資金室長 常任委員会資料の10ページを御覧ください。

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

宮崎県育英資金の返還請求に係る訴えの提起につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告させていただきます。

育英資金につきましては、正当な理由もなく滞納し、支払う意思が見られない長期滞納者に対しまして、法的措置として、簡易裁判所に対して支払督促の申立てを行っております。

本件につきましては、平成20～27年度の期間で返還することとなっていた育英資金につきまして、再三の督促・催促にもかかわらず、返還を含む応答が全くないことから、昨年12月に法的措置として、支払督促申立てを行いましたところ、これに対して相手方から時効に関する異議の申立てがなされたため、今回、訴訟を提起するものでございます。

相手方は、資料のとおり、小林市在住の借受人及び連帯保証人2名の計3名でございます。

○須波教育政策課長 資料の11ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について、御報告をさせていただきます。

これは、令和6年度の定例会で御承認いただいた繰越明許費について、繰越額が確定したことなどから御報告するものであります。

まず、繰越明許費でございます。

事業ごとの繰越額は、11～12ページに記載しておりますが、12ページの表の一番下の欄にありますとおり、教育委員会全体で11事業、繰越額は12億179万9,548円となっております。

繰越しの主な理由としましては、工法の検討に日時を要したもののや、国の補正予算の関係で事業実施期間が不足したことなどによるものであります。

次に事故繰越しでございます。

13ページを御覧ください。

「練習環境整備事業」は、県総合運動公園内のひなた陸上競技場の照明工事について、一番右の繰越理由にありますとおり、入札不調等により、契約締結に日時を要し、工期が不足することから、繰り越したものであります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 訴えの提起ですが、これは一つの案件ですか。連帯保証人で異議の申立てがあったというのは、この3名ともに異議をされたから訴えを提起されたと思うのですけれども、どういふことでそれぞれ異議を申し立てられたんですか。その中身を教えてください。

○安部育英資金室長 初めの問いに対しましては1件の事案でございます。それでこの3名の異議申立ての内容につきましては、時効が来ている——全ての債務について時効が来ているんじゃないかという異議の申立てがございました。

○中野委員 弁護士がついておられると思うんですが、時効がもう成立したということで異議申立てをしたということですね。

○安部育英資金室長 はい、そうです。

○中野委員 教育委員会としては時効の成立は認めないと思うんだけど、間違いなく時効が成立しているようなことはないんですか。

○安部育英資金室長 平成20～27年度の返還期間のうち、平成20～25年度はもう既に時効が成立しております。26年度、27年度はまだ時効が成立しておりません。

○中野委員 時効が成立したのがあるということですか。そうなればその分だけはもう回収はできないわけですね。そういう案件が別にありますか。

○安部育英資金室長 今のところそういう案件はございません。今回こういう時効が迫った案件は初めてです。

○中野委員 時効中断という措置は何も管理されてないんですか。

○安部育英資金室長 時効の中断とかはできておりません。なぜかと申し上げますと、まずはその裁判に耐え得る書類が全くそろっていなかった。その方からの借用証書というのをまず初めに受け取ることが先決なんですけれども、それすら提出されない状況で、連絡しても全く連絡がつかない、訪問しますけれども在宅されておられないとか、そういうのでずっと長年延びてきて今のような状況になって、そして結果、時効がこの25年まで過ぎていたという形になります。

○中野委員 平たく言えばなかなか連絡が取れなくて時効が成立したものもあると。そしてまだ残りの債権が残っているから、その分について提訴して法的手段で解決しようと。なかなか連絡が取れなかったのに3人とも異議申立てを

したということは、実在はあったということですよ。その辺の把握が不足してたということではないですか。

○安部育英資金室長 この方々が反応したのはこの異議申立てだけでありまして、あとのいろいろな督促・催促に対して何の反応もなく無反応という状況でした。

○中野委員 督促を出したとか言われたけれども、それは通常の文章を出したということだけです。ですから、内容証明付きの郵便であったり、配達証明のものがあって、それを行えば時効中断はできたと思うんですよ。その手続をしなかったということでしょうか。

○安部育英資金室長 以前は督促等は普通郵便で送っていたため、内容記録の証明が取れていませんでした。

○中野委員 育英資金をいくら融資して、返済残額どれくらいで、その後時効が成立したものが幾らであるというのは、我々議会にきちんと金額も含めて説明すべきじゃないですか。こういうのを専決でしたということ自体もいかなものかと。専決する前に、事前にちゃんと議会にも報告しておくべき問題ではないのかと思います。育英資金室以外ではどこかで管理しているんですか。

○安部育英資金室長 取扱いについては全て育英資金室で行っております。あとは弁護士事務所等にも相談しながら行っているところでございます。

○中野委員 中身を聞いたら時効も成立している案件ですから、報告だけで済まされる問題ではないと思います。行く行くは債権の処分もしないといけないでしょう。異議申立てをされたわけだから、返済する気はないんだから、時効が成立したけれどもその分も払いますということにはならないと思うんです。これがたくさん

ある育英資金のうちの1件とは思いますが、やはり日頃の資金管理をきちんと徹底して整理してやっておかないと、かなりの返済期間があるわけで、その間に職員も替わっていくわけだから、こういうことがないように厳重に管理してほしいと思います。それは要望しておきます。

○安部育英資金室長 御指摘のとおり、この件に関しては反省点が多いと思っております。先ほども申し上げましたとおり、この件に関しましては、相手方とほとんど連絡も取れず、借用証書等が提出されていないなど、法的措置に移行する書類の不足がございました。また、法的措置の事務処理が煩雑な作業を伴うもので、多数の案件の中から選定する必要があったため、証拠書類がそろっている案件を優先してきたという状況でもございました。

今後は、委員のおっしゃるとおり、法的措置の事務処理の件数を増加させて弁護士事務所に委託しまして、時効等をしっかり踏まえた適切な法的措置の対応に努めてまいりたいと思います。

○中野委員 今の説明を聞いてもよろしくないなと思いました。煩雑しているから云々ということではないと思います。管理マニュアルがあってきちんとそれを守って仕事をしておけば時効が成立するというようなことはないと思います。こういう公金については債務名義も何も要らないですからね。民間は債務名義を取得してから法的手続をしないとイケないから、そっちのほうがより煩雑というか、時間のかかることなんです。こういう公金は、公共機関であれば債務名義なしに法的措置もできるんでしょう。そういうことをしないということが問題です。

○安部育英資金室長 この債権は私債権なので、債務名義を取らないといけない形になります。

○中野委員 育英資金は債務名義を取っていない

いとできないということですか。それは本当ですか。育英資金というのは公金ではないのですか。

○安部育英資金室長 公金ではございません。私債権という形になります。

○中野委員 そうであればなおさら費用の管理をきちんとしていないといけなかったことですよ。公金であれば債務名義は必要でないから簡単に請求できるからいいという問題ではなくて、債務名義を取る必要がある案件であれば日頃の管理からきちんとしたものをやっておかないと、債権の確保というものはできないと思います。ほかにもあるのではないのでしょうか。債権を放棄しなければならないような状況の案件は本当にこの1件だけなのでしょう。

○安部育英資金室長 今回のような案件はございませんが、まだほかにも時効が迫っていたりとかする案件がございます。そこは今後も弁護士と相談しながら個々の状況や実情をしっかりと把握して——破産したりだとか、保証人が死亡していたりだとか連絡が取れないとかいうような状況もございますので、そこら辺をしっかりと把握した上で随時適切な措置を取ってまいりたいと考えております。

○中野委員 必要なのは時効中断ができるようにきちんと管理しておくということです。法的手段をするときには債務名義が必要かもしれないけれども、その事前の段階で時効中断をしておけば請求権が駄目になるというようなことはないと思います。

単なる報告事項かと思ったら非常にずさんな中身——それをただ訴えの提起という書き方で、報告事項とはいえ、専決処分の報告ですからね。専決処分というのは、我々議会には単に報告しておくだけでいい話ですが、それでこういう案件をしたということは、ちょっと厳しく言えば

ゆゆしき問題だと思います。金額は幾らかも分かりませんが、そういう説明もないから、後日具体的にこうだったという説明はしてほしいと思います。

○柏田副教育長 委員の御指摘のとおり、この案件に関しましては非常に不手際もあったというところがございます、内容等につきましてはまた後ほど御説明に参りたいと思っております。

それで今後につきましては、弁護士に債権回収の委託をしておりますので、弁護士の委託とそれと従来の職員、一緒になって、時効が近い案件にも迅速に対応できるように今後やっていきたいと思っております。債権回収についてはそういう取扱いを今後行ってまいりますので、またよろしく願いいたします。

○中野委員 弁護士対応になっていますから、そこはきちんとしてほしいと思います。一事が万事ということがないようにやってほしいと思います。後で何か報告に行きますからって言われたが、それは誰に報告に行くということですか。

○柏田副教育長 各委員に回っていききたいと思っております。

○中野委員 報告はいいと思うけれども、個別には駄目ですよ。こういう場で後日まとめてたほうがいいと思いますよ。

○柏田副教育長 それでは次の委員会で報告させていただきます。

○荒神委員長 先ほど中野委員より説明要求がございましたので、皆さん、この件についてお諮りしたいと思いますが、委員会として次の委員会で説明要求を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 この件はそうにさせていた

だきたいと思います。

それではその他でございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時59分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、19日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それではそのように決定いたします。

その他、何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでございました。

正午散会

令和7年6月19日(木曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

委 員 長	荒 神 稔
副 委 員 長	永 山 敏 郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 野 一 則
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案どおり可決すべきことと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査について、継続審査としたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 御異議ありませんので、その旨を議長に申し出ることいたします。

次に、7月16日水曜日に予定されています閉会中の委員会につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月16日水曜日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月29日火曜日から7月31日木曜日に予定されております県外調査につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時14分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、いただいた御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後1時15分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 荒 神 稔

